越監告示第 5 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のと おり公表します。

令和5年1月19日

越前市監査委員 田中 英夫

同 田中 希世子

同 三田村 輝士

記

1 監査対象及び執行期間

財産管理課 令和4年9月20日(火)~9月22日(木)

2 措置状況

表題	支払調書の記載について
監査の結果	
措置の内容	これまで賃貸人の同意承諾を経てから、口座名義人に借地料を支払っていたため、支払調書も口座名義人としていました。本来は、「支払を受ける者」欄は賃貸人とし、摘要欄に口座名義人へ支払とすべきところ、当方の認識不足により誤った事務処理を行っていました。つきましては、誤った支払調書については、税務署に訂正報告を行い、今後においても、同様の間違いが起きないよう業務手順書に明記しながら、適切な事務処理を行ってまいります。